

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月
独立行政法人北方領土問題対策協会

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し（単年度）

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、引き続き一般競争入札等を実施していくこととした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(91.7%) 11	(98.2%) 122,864	(91.7%) 11	(98.2%) 122,864
競争入札	(50%) 6	(37.1%) 46,428	(91.7%) 11	(98.2%) 122,864
企画競争、公募等	(41.7%) 5	(61.1%) 76,436	(0%) 0	(0%) 0
競争性のない随意契約	(8.3%) 1	(1.8%) 2,289	(8.3%) 1	(1.8%) 2,289
合 計	(100%) 12	(100%) 125,153	(100%) 12	(100%) 125,153

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 随意契約の見直し（複数年度）

平成 19 年度以前に締結され、契約期間が 12 か月を超え、平成 21 年 4 月 1 日時点においても契約が継続中である競争性のない随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、引き続き一般競争入札等を実施していくこととした。

	対象期間実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	/		(100%) 2	(100%) 7,184
競争入札			(100%) 2	(100%) 7,184
企画競争、公募等			(0%) 0	(0%) 0
競争性のない随意契約	(100%) 2	(100%) 7,184	(0%) 0	(0%) 0
合 計	(100%) 2	(100%) 7,184	(100%) 2	(100%) 7,184

(3) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実 績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	11	122,864
うち一者応札・一者応募	(54.5%) 6	(34.1%) 41,938

(注) 上段 (%) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(66.7%) 4	(76.8%) 32,192
仕様書の変更	2	25,848
参加条件の変更	1	23,580
公告期間の見直し	3	8,612
その他	2	4,673
契約方式の見直し	(16.7%) 1	(8.6%) 3,604
その他の見直し	(16.7%) 1	(14.6%) 6,143
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%) 0	(0%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

・ 総合評価方式の実施

総合評価落札方式に関する契約事務取扱要領に基づき、一般競争入札を引き続き実施。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

契約監視委員会の指摘及び平成21年6月に策定した「1者応札、1者応募にかかる改善方策」を踏まえ、以下のとおり実施。

- ① 仕様書の見直し
仕様書の作成に当たっては、情報を具体的に記載するなど明確化に努める。
- ② 参加条件の変更
過度な制約とならないよう、最低限必要な要件のみとする。
- ③ 公告期間の見直し
可能な限り公告期間を長期間設定し、より多くの入札・応募希望者が参加できるよう環境整備に努める。
- ④ その他
調達情報が容易に閲覧できるよう協会トップページからのアクセスを図る。
年度当初に当年度の調達予定案件を提示する。

(4) その他

参考意見について

契約監視委員会において各委員から下記のとおり参考意見があり、これについても留意しながら今後の契約行為がより一層公平・公正なものとなるよう努めていくこととする。

- ① サーバースystemやモノクロデジタル複合機などの導入に当たっては、購入コストのみならず、保守などのランニングコストを含めた総合的なコストを判断するような入札方法を実施し業者を決定していくことが望ましいため、既にこの考え方により契約を行っており問題はないが、今後も本方法による契約行為を実施されたい。
- ② 事務所の賃貸借契約についても上記と同様の考え方として、賃料に加え、共益費などの諸費用を含めた総合的な費用を考慮して契約業者を決定することが望ましいため、既にこの考え方により契約を行っており問題はないが、契約の必要が生じた場合には、今後も本方法による契約行為を実施されたい。

- ③ 通訳業務等は特殊な業務で業者も限られるところであるが、毎年必要であることが明確なものであるため「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、他の1者応札、1者応募になりやすい契約と同様、希望する業者が事前に契約実施の把握を行い競争に参加しやすくなるよう年度当初の掲載を行うなど協会ホームページの掲載方法について工夫していくことが望ましい。
- ④ 財務諸表等の監査契約について、新規に参入しようとする公認会計士又は監査法人からすると、監査費用の見積もり算定は、監査対象法人の業務内容、内部統制及び監査リスク等の事前把握が困難なことから非常に難しく、特に初年度の監査はパイロットテスト等の費用が嵩むという面があり、新規参入の阻害要因となっているが、協会の業務内容等を詳細に提示するなどの改善を行い、より競争性の高い契約を実施していくことが望ましい。
- ⑤ 独立行政法人通則法で規定される財務諸表の官報掲載が競争性のない随意契約により行われていることについては、特に問題はないが、経費の効率化によるコスト削減の観点から、協会ホームページに財務諸表の全文が掲載されていることを考えると北対協における財務諸表の官報掲載は、現状において法人単位の財務諸表のみを掲載しておりコスト削減に努めているところであるが、要約文のみの掲載など各法人により掲載方法をより一層柔軟に対応・工夫できるよう、今後法改正や解釈の緩和が行われるよう期待する。